

利益相反管理方針の概要

令和6年1月30日
秋田ふるさと農業協同組合

当J A秋田ふるさと（以下、「当J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の基本類型

「利益相反のおそれのある取引」の基本類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当J Aの間の利益が相反する類型
- (2) 当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
- (3) 当J Aがお客さまとの関係から得た情報を不当に利用する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ基本類型を定めます。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または類型には該当しないものの利益相反のおそれのある取引と疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの報告・相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と対象取引によって利益が不当に害されるおそれのあるお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または対象取引によって利益が不当に害されるおそれのあるお客さまとの取引の条件もしくは方法を変更する方法
- (3) 対象取引または対象取引によって利益が不当に害されるおそれのあるお客さまとの取引の条件もしくは方法を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法または必要に応じて同意をとる方法（ただし、当J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (5) 対象取引または、対象取引によって利益が不当に害されるおそれのある取引につながる非公開の情報を監視する方法
- (6) 販売・推奨等の対象とする金融商品・サービスの選定における適切な業務執行体制を整備する方法
- (7) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当J Aで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその管理統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当J Aの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、経営対策部コンプライアンス課(0182-35-2636)までご連絡ください。